

4. 災害対応計画

(1) 初動対応

1) 各構成員の対応

大阪市内において、震度5弱以上の地震が発生した場合、又は、津波警報・大津波警報が発表された場合、協議会の構成員は、速やかに命を守る避難行動をとり、それぞれの組織において、職員等の安否確認、通信手段の確保、被害状況の確認を行う。

また、協議会の構成員は、職員等の安否や被害状況等について、緊急連絡網に従い、使用可能な通信手段を用いて、協議会事務局へ報告する。

○避難

協議会構成員は、地震が発生したら、迅速に避難し身の安全を守る。

○安否確認

協議会構成員は、各自の組織において、職員等の安否確認を行う。

○通信手段の確保

協議会構成員は、各自の組織において、通信等設備の確保に努める。なお、外部との通信が途絶した場合は、近隣の設備を一時利用するなど必要な措置を講じる。

○被害状況の確認

協議会構成員は、各自の施設やその周辺における被害の状況を、職員の安全確保に支障のない範囲で把握し、二次災害の防止に努める。

2) 協議会事務局の対応

○情報集約及び共有

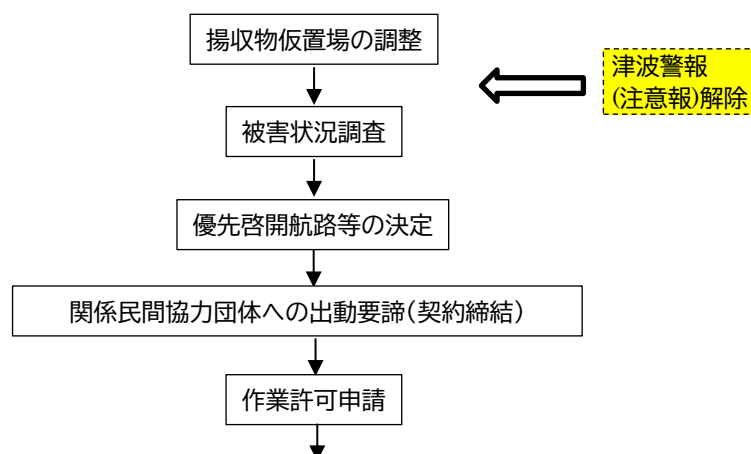
協議会事務局は、各構成員等から得た情報を集約し、共有のため各構成員に発信する。

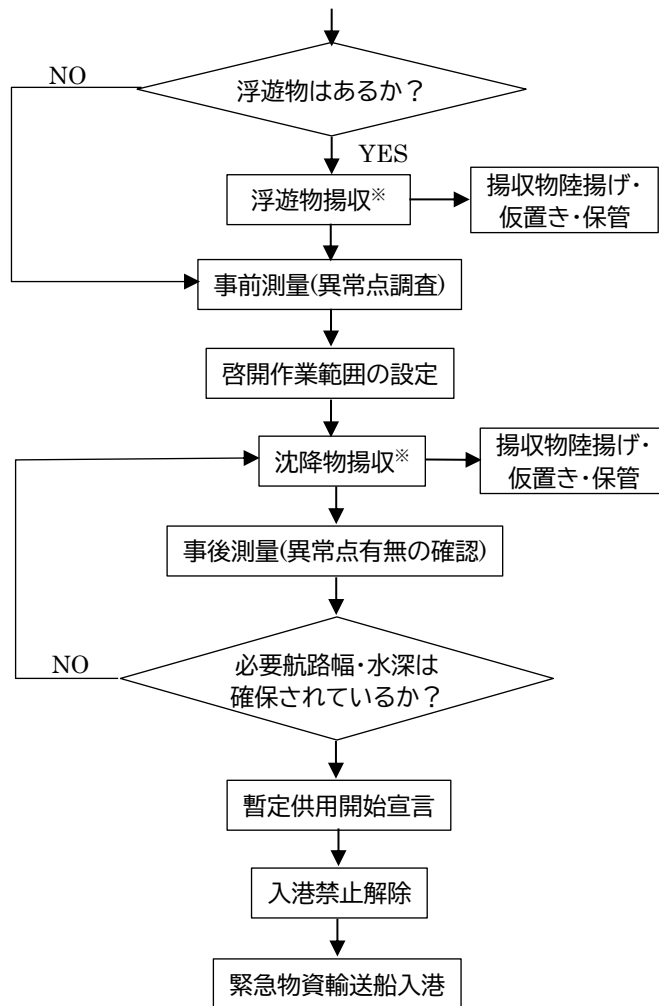
○施設の被災状況の点検等の協力要請

協議会事務局は、航路・泊地・防波堤・港湾施設の点検等について、包括協定に定める関係民間団体に協力を要請する。

(2) 応急復旧

発災後の航路啓開作業の手順を下記に示す。





※浮遊物及び沈降物揚収にあたっては、下記の点に留意する。

①揚収時

- 1、海上に流出した被災コンテナ等が、緊急物資輸送船等の早期入港のための復旧ルート上にあり、時間的猶予が無い場合は、航路・泊地啓開のため、港湾管理者(大阪港湾局)が揚収し、仮置き場に集積。
- 2、指定保税地域から流出、沈降した外貿コンテナ等(外国貨物)を揚収し保税地域外に仮置きする場合、港湾管理者が大阪税関に「他所蔵置許可」を申請。

②処分時

- 1、所有者が引き取る可能性がある被災コンテナ等は、港湾管理者が適切に保管する。
- 2、所有者不明の揚収物は、港湾管理者が処分。

(3) 対応計画

1) 緊急物資輸送

初動対応が概ね終了した後、迅速な緊急物資輸送に移行できるよう、緊急物資輸送の手順は、表4-1(14頁)を基本として協議会で調整し、構成員間で連携を図りながら実施する。

ただし、耐震岸壁及び一般岸壁の被災が甚大で早期の応急復旧が難しい場合、代替策として「堺泉北港」の利用にむけて調整を図る。

2) 国際コンテナ貨物輸送(幹線貨物輸送)

緊急物資輸送完了後、迅速な国際コンテナ貨物輸送に移行できるよう、国際コンテナ貨物輸送の手順は、表4-2(15頁)を基本として協議会で調整し、構成員間で連携を図りながら実施する。ただし、耐震岸壁及び一般岸壁の被災が甚大で早期の応急復旧が難しい場合、代替策として「神戸港」の利用にむけて、近畿地方整備局及び神戸市並びに阪神国際港湾(株)と相互に調整を図る。

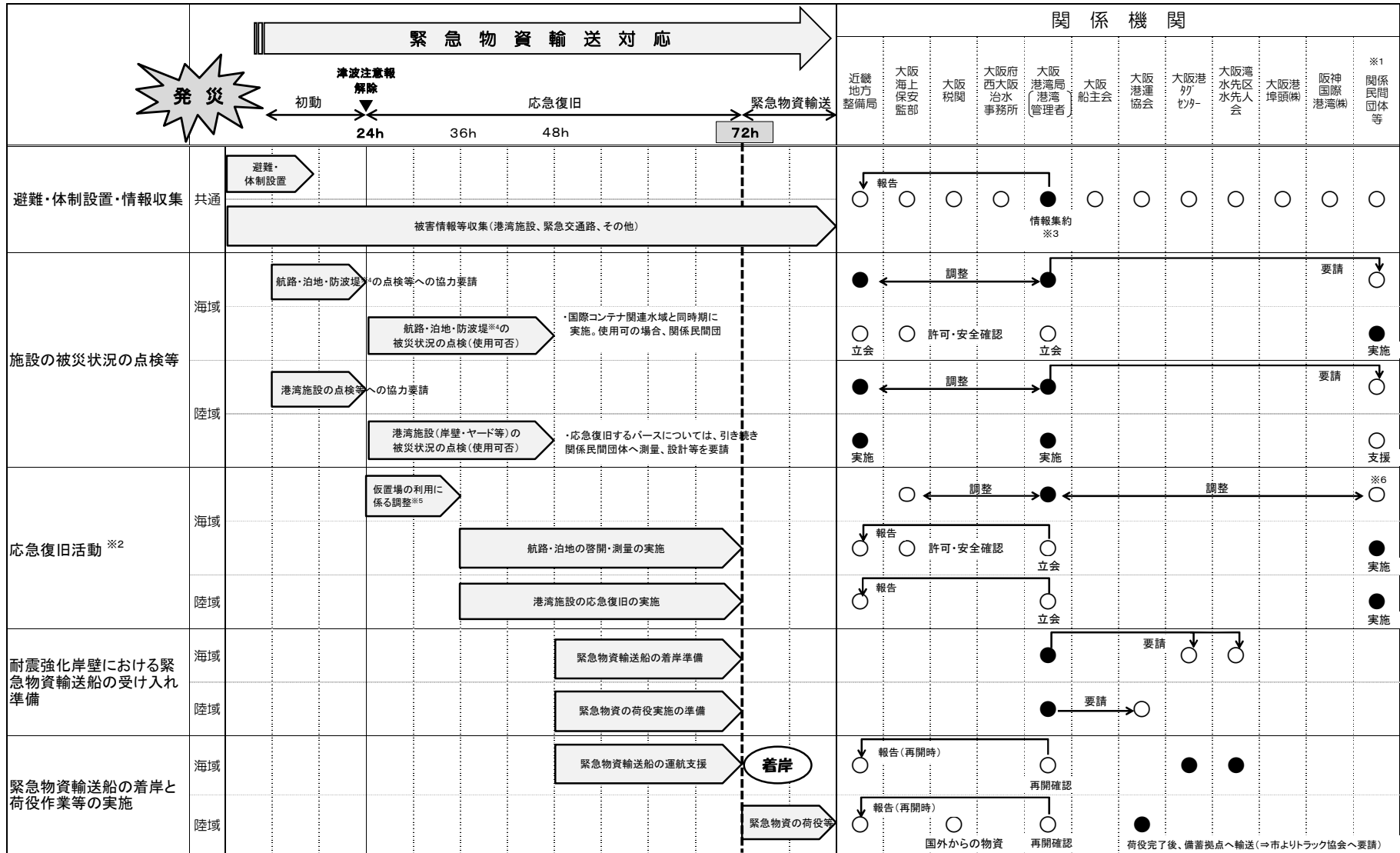
3) 内貿ユニットロード貨物輸送

国際コンテナ貨物輸送完了後、迅速な内貿ユニットロード貨物輸送に移行できるよう、内貿ユニットロード貨物輸送の手順は、表4-3(16頁)を基本として協議会で調整し、構成員間で連携を図りながら実施する。

4) クルーズ客船事業

国際コンテナ貨物輸送、内貿ユニットロード貨物輸送の機能が概ね確保されたのちに早期に復旧できるよう、構成員間で連絡を図りながら実施する。

表4-1 海溝型地震時における緊急物資輸送への対応計画



※1：「関係民間団体等」とは、協定書に基づき災害時に施設の応急復旧活動等を行う民間協力者（協定締結先）及び大阪湾広域臨海環境整備センターを指す。
 ※2：応急復旧活動（陸域）を行う港湾施設には、緊急交通路にかかる臨海道路を含む。
 ※3：代替港（堺泉北港）を利用する場合の情報収集等を含む。
 ※4：点検する防波堤の位置図は別紙（図4-1）
 ※5：車両・船舶等の仮置き場については、別途調整。
 ※6：大阪湾広域臨海環境整備センターを指す。

注：図中の●は、関係者の中でも、主たる担当であることを示す。

表4-2 海溝型地震時における国際コンテナ貨物輸送への対応計画

		国際コンテナ貨物輸送対応				関係機関											
						近畿地方整備局	大阪海上保安監部	大阪税関	大阪府西大阪治水事務所	大阪港湾局(港湾管理者)	大阪船主会	大阪港運協会	大阪港ウシタ-	大阪湾水先区水先人会	大阪港埠頭(株)	阪神国際港湾(株)	※1 関係民間団体等
避難・体制設置・情報収集	共通	避難・体制設置				○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	
		被害情報等収集(港湾施設、緊急交通路、その他)				○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	
施設の被災状況の点検等	海域	航路・泊地・防波堤※の点検等への協力要請				●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		航路・泊地・防波堤※の被災状況の点検(使用可否) ・緊急物資関連水域と同時期に実施。使用可の場合、関係民間団体へ引き続き、啓開・測量等を要請				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	陸域	港湾施設の点検等への協力要請				●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		港湾施設(岸壁・ヤード等)の被災状況の点検(使用可否) ・応急復旧するパスについては、引き続き関係民間団体へ測量、設計等を要請				●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
応急復旧活動※2	海域	仮置場の利用に係る調整※5				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		航路・泊地の啓開・測量の実施				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	陸域	港湾施設の応急復旧の実施				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		ガントリークレーン間で部品を流用することにより、応急復旧を行う。				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
国際コンテナターミナルにおけるコンテナ貨物輸送船の受け入れ準備	海域	コンテナ貨物輸送船の着岸準備									○	○	○	○	○		
	陸域	コンテナ貨物の荷役実施の準備										○	○	○	○	○	
コンテナ貨物輸送船の着岸と荷役作業等の実施	海域	コンテナ貨物輸送船の運航支援				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	陸域	コンテナ貨物の荷役等				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※1：「関係民間団体等」とは、協定書に基づき災害時に施設の応急復旧活動等を行う民間協力者（協定締結先）及び大阪湾広域臨海環境整備センターを指す。
 ※2：応急復旧活動（陸域）を行う港湾施設には、緊急交通路にかかる臨港道路を含む。
 ※3：代替港（神戸港）を利用する場合の情報収集等を含む。
 ※4：点検する防波堤の位置図は別紙（図4-1）
 ※5：車両・船舶等の仮置き場については、別途調整。
 ※6：大阪湾広域臨海環境整備センターを指す。

注：図中の●は、関係者の中でも、主たる担当であることを示す。

表4-3 海溝型地震時における内貿ユニットロード貨物輸送への対応計画

		内貿ユニットロード貨物輸送対応		関係機関											
				近畿地方整備局	大阪海上保安監部	大阪税関	大阪府西大阪治水事務所	大阪港湾局(港湾管理者)	大阪船主会	大阪港運協会	大阪港センター	大阪湾水先区水先人会	大阪港埠頭機構	阪神国際港湾機構	※1 関係民間団体等
避難・体制設置・情報収集	共通	避難・体制設置		○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	
		被害情報等収集(港湾施設、緊急交通路、その他)						情報集約							
施設の被災状況の点検等	海域	航路・泊地・防波堤※3の点検等への協力要請 航路・泊地・防波堤※3の被災状況の点検(使用可否) ・緊急物資・国際コンテナ関連水域と同時期に実施。使用可の場合、関係民間団体へ引き継ぎ、啓開・測量等を要請		●	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	
	陸域	港湾施設の点検等への協力要請 港湾施設(岸壁・ヤード等)の被災状況の点検(使用可否) ・応急復旧するパスについては、引き続き関係民間団体へ測量、設計等を要請		●	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	
応急復旧活動※2	海域	仮置場の利用に係る調整※5 航路・泊地の啓開・測量の実施		○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	
	陸域	港湾施設の応急復旧の実施		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
内貿ユニットロード船の受け入れ準備	海域	内貿ユニットロード船の着岸準備						○		●	●		○		
	陸域	内貿ユニットロードの荷役実施の準備								●				●	
内貿ユニットロード船の着岸と荷役作業等の実施	海域	内貿ユニットロード船の運航支援 着岸		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	陸域	内貿ユニットロードの荷役等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※1：「関係民間団体等」とは、協定書に基づき災害時に施設の応急復旧活動等を行う民間協力者(協定締結先)及び大阪湾広域臨海環境整備センターを指す。
 ※2：応急復旧活動(陸域)を行う港湾施設には、緊急交通路にかかる臨港道路を含む。
 ※3：点検する防波堤の位置図は別紙(図4-1)
 ※4：岸壁の復旧予定時期を各フェリー会社へ情報提供
 ※5：車両・船舶等の仮置き場については、別途調整。
 ※6：大阪湾広域臨海環境整備センターを指す。

注：図中の●は、関係者の中でも、主たる担当であることを示す。